

# 監査報告書

令和 / 年 6 月 4 日

社会福祉法人 緑喜会

理事長 實田 照野 殿

監事 開 悅夫 印

監事 原口 貞亮 印

私たち監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。加えて、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の33各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人監査法人かごしま会計プロフェッショナルの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

# 独立監査人の監査報告書

令和元年5月30日

社会福祉法人 緑喜会

監事 開 悅夫 様  
監事 原口 貞亮 様



監査法人 かごしま会計プロフェッショナル

指 定 社 員 公認会計士 本田 親文  
業務執行社員



## ＜計算関係書類監査＞

当監査法人は、社会福祉法第45条の28第2項第1号及び社会福祉法施行規則第2条の30第1項の規定に基づき、社会福祉法人緑喜会の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成31会計年度の計算関係書類（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第2号イ（1）に規定する法人単位資金収支計算書及び同号ロ（1）に規定する法人単位事業活動計算書並びにそれらに対応する附属明細書（社会福祉法人会計基準第30条第1項第1号から第3号まで及び第6号並びに第7号に規定する書類に限る。）の項目並びに社会福祉法人会計基準第29条第1項に規定する法人全体についての計算書類に対する注記をいう。以下同じ。）について監査を行った。

## 計算関係書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算関係書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求める。監査においては、計算関係書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算関係書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。計算関係書類監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算関係書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算関係書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、社会福祉法人緑喜会の当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### <財産目録に対する意見>

当監査法人は、社会福祉法第45条の19第2項及び社会福祉法施行規則第2条の22の規定に基づき、社会福祉法人緑喜会の平成31年3月31日現在の平成30会計年度の財産目録（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。）について監査を行った。

### 財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠するとともに、法人単位貸借対照表と整合して作成することにある。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

### 財産目録に対する監査意見

当監査法人は、上記の財産目録が、すべての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

### 利害関係

社会福祉法人緑喜会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監事監査調書（会計監査編）について

当法人は会計監査人設置社会福祉法人であります。会計監査人設置社会福祉法人の場合、会計監査人の職務の執行状況等の報告を受け、会計監査人の監査の方法及び結果を相当と認めた場合、改めて監事が会計監査を実施しなくてもよいとされています。今回、会計監査人の監査の方法及び結果を相当と認めますので、本「監事監査調書（会計監査編）」の実施は省略いたします。

令和元年6月4日

監事 岸 一亮未開印

監事 原口貞亮印

# 監事監査報告書

令和元年6月4日

社会福祉法人 緑喜会  
理事長 實田 照野 殿

社会福祉法第59条第1項及び関係法令に基づき実施した平成30年度監事監査結果について次のとおり報告します。

監事

宗十郎夫  


監事

原口貞亮  


監査日時	令和元年6月4日(火曜日)9:00~12:30
監査場所	はまゆり学園会議室
監査実施内容	監事監査調書(法人運営編・職員及び入所者待遇)
法人関係立会者職・氏名	施設長・實田 照野
施設関係立会者職・氏名	事務長・森 正広

監  
査

監事の意見

- 法人運営及び事業については、関連する法令及び定款に従い、当法人事業の執行状況を正しく示し、不正の点はないと認めます。
- 理事の職務の執行に関する不正の行為  
又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

結  
果

指  
摘  
事  
項

直近に処理された件と詰め方

# 監事監査報告書

令和元年6月4日

鹿児島県知事 三反園 訓 殿

社会福祉法第59条第1項及び関係法令に基づき実施した平成30年度監事監査結果について次のとおり報告します。

監事

伊 悅夫 印

監事

原口 貞亮 印

監査日時	令和元年6月4日(火曜日) 9:00 ~ 12:30
監査場所	はまゆり学園会議室
監査実施内容	監事監査調書(法人運営編・職員及び入所者処)
法人関係立会者職・氏名	施設長・實田 照野
施設関係立会者職・氏名	事務長・森 正広

監  
査

監事の意見

- 法人運営及び事業については、関連する法令及び定款に従い、当法人事業の執行状況を正しく示し、不正の点はないと認めます。
- 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

結  
果

指  
摘  
事  
項

適切に処理されていると認めます。